

都道府県・政令指定都市名	16 岡山市
--------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

## 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課		
担 当 職 員 数	6	人	(専任 6 人、兼任 0 人)

## 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	岡山市女性が輝くまちづくり推進本部		
設 置 年 月 日 ( 西暦 ) ・ 根 拠	2001年8月23日	根拠:	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
長 の 役 職	市長		

## 問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、 懇 談 会 等 の 名 称	岡山市男女共同参画専門委員会		
設 置 年 月 日 ( 西暦 )	2002年4月1日		
構 成 員	10	人	(女性 6 人、男性 4 人)

## 問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西暦 )	2022 年 4 月 ~	2027 年 3 月
名 称	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第5次さんかくプラン)	
改定・見直しの予定時期	2027年4月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

## 問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	
	公 布 日(西暦)	2001年6月27日	
	施 行 日(西暦)	2001年10月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2024年4月1日	
	改 正 内 容		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う改正(R6.4.1)・女性活躍及びWLBの取組の一層の推進・自治組織等における男女共同参画の推進等の明記及び性の多様性を尊重する視点を盛り込んだ改正(H31.4.1)・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う改正(H25.12.25改正)・条例に基づく男女共同参画専門委員会を設置するための改正(H23.3.16改正)			
改正が予定されている場合、改正予定期(西暦): 年 月			
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

## 問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード 1:2025年4月1日 2:その他(西暦)		
根 拠	(西暦) 年度まで % 男女いずれか一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。		
目標設定の対象である審議会等の範囲	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	法律または条例により設置されている審議会等		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 66 )うち女性委員を含む審議会等数( 66 ) 延総委員等数( 1,182 )延女性委員等数( 539 )女性比率( 45.6 )		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 66 )うち女性委員を含む審議会等数( 66 ) 延総委員等数( 1,182 )延女性委員等数( 539 )女性比率( 45.6 )		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 15 )うち女性委員を含む審議会等数( 15 ) 延総委員等数( 605 )延女性委員等数( 266 )女性比率( 44.0 )		
目標値以外の目標設定	調査時点コード 1 審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 5 ) 延総委員等数( 54 )延女性委員等数( 13 )女性比率( 24.1 )		
人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2. 有の場合、1. 公表 2. 非公表	
人材名簿がある場合	掲載人數 人 ( 年 月現在 )		
女性登用方策	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 委員の公募(1. 有 2. 無)	1 1	
そ の 他	そ の 他	委員選任の決裁は、女性が輝くまちづくり推進課長を合議先とする。条例に基づき、男女いずれか一方が4割に満たない場合は、男女共同参画専門委員会でやむを得ない事情かどうか審査を経なければならない。	

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況	調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	
	管理職総数	女性 管理 職 の 内 訳		
	(人) (A)=(C+E+Q) (B)=(D+F+H)	うち女性 管理職数 (人) (B/A) (%) (C)	部局長相当職 (人) (E)	次長相当職 (人) (F) うち女性 数(F) 比率(%) (G)
本庁	計 258 うち一般行政職 207	49 43 19.0 20.8	24 23 6 26.1	6 51 25.0 11 18.3 174 32 18.4
支庁・地方事務所等	計 138 うち一般行政職 89	33 20 23.9 22.5	5 1 20.0 20.0	1 13 21 2 9.5 112 30 26.8
全体	計 396 うち一般行政職 296	82 63 20.7 21.3	29 28 7 25.0	81 64 13 13 16.0 286 62 21.7
再掲	警察 関係 0 教育委員会 26	0 7 0 26.9	0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 19 5 26.3

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	268	47	17.5	290	77	26.6
	うち一般行政職	220	37	16.8	207	60	29.0
支庁・地方事務所等	計	236	72	30.5	354	127	35.9
	うち一般行政職	120	23	19.2	134	34	25.4
全体	計	504	119	23.6	644	204	31.7
	うち一般行政職	340	60	17.6	341	94	27.6
再掲	警察 関係	0	0		0	0	
	教育委員会	31	11	35.5	70	40	57.1

## 問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	39	6	15.4	59	9	15.3	73	20	27.4
	うち一般行政職	29	4	13.8	48	9	18.8	55	13	23.6
支庁・地方事務所等	計	15	5	33.3	36	13	36.1	50	16	32.0
	うち一般行政職	7	2	28.6	26	10	38.5	26	9	34.6
全体	計	54	11	20.4	95	22	23.2	123	36	29.3
	うち一般行政職	36	6	16.7	74	19	25.7	81	22	27.2
再掲	警察 関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	5	0	0.0	11	5	45.5	13	4	30.8

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○				◎					
課長補佐相当職	○				◎					
係長相当職	○				◎					

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	0	0	0.0
昇格試験	0	0	0.0

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	254	111	43.7
うち 上級	154	44	28.6
うち一般行政職	141	45	31.9
うち 上級	104	24	23.1
うち 警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

## 問7-7：職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1. 明記した規定があり、認めている。  
 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。  
 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。  
 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

## 問7-8：当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	岡山市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	

第2条 職員は、次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。  
 (1) 単に氏名が記載されたもの  
 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、かつ、その内容が容易に職員の同一性を確認できるもの  
 (3) 職員の権利義務に関する文書等で、その内容が容易に職員の同一性を確認できるもので、かつ、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、妥当なもの

## 問7-9：本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
19	3	15.8	6	0	0.0

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	岡山市男女共同参画社会推進センター			愛称・通称	さんかく岡山	
設置年月日(西暦)	2000年4月8日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号 : 700-0822 住 所 : 岡山県岡山市北区表町三丁目14-1-201 電話番号 : 086-803-3355 FAX番号 : 086-803-3344 ホームページ: <a href="https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html">https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html</a>					
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課) 指定管理者(名称: その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課) 指定管理者(名称: その他())					
職 員 数	常勤 (雇用(任 用)期間の 定めがな い職員)	非常勤 (雇用(任 用)期間 の定めが ある職 員)	3 人、 5 人	予算額	2025年度	15,799 千円
主な事業  〔男女共同参画・女性に関するもの〕  ※ 実施しているもの:○	○ 1. 連携・協働(主な事項: ○ 2. 広報啓発(主な事項: ○ 3. 講座(主な事項: ○ 4. 相談事業(主な事項: ○ 5. 実態把握(主な事項: ○ 6. 調査研究(主な事項: ○ 7. 国際交流(主な事項: ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: ○ 9. 苦情処理(主な事項: ○ 10. その他(主な事項: 団体登録制度、市民協働事業、会議室貸出 岡山市男女共同参画推進週間、館内バナーレ展示 主催講座、岡山市男女共同参画大学「さんかくカレッジ」 講師紹介、企画相談、身体・性の健康相談 図書貸出・DVD視聴、ホームページ 苦情受付 託児ボランティア会による託児室運営					

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

## 2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-4 活 動 内 容  ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [ 内容: ]			

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 指導者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 7. その他	[ 内容: 概要: ]
---	-------------------

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

## 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 [ 内容: ]
--

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	141,526	145,177	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容:		

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的な項目	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施する場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
	①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩短時間正社員制度の導入			
	⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)	○	○	
	⑬その他			

## 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

選定等の基準	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目			
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)			
	12 その他		○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰(5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)

## 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	岡山市女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

## 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2 1. 有 2. 無	問17-1 名 称	
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	0	定期の場合 年毎
1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			
公表主体 (※ 該当するもの:○)			

## 問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発	①岡山市男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」 ②岡山市男女共同参画社会の実現を目指す情報誌「デュオ」の発行 ③岡山市男女共同参画社会推進センター業務	①市民実行委員会と市の共催。6/21～6/27のさんかくウイークと前後1週間に合わせた3週間にイベント開催。 ②市民編集委員と市が協働で編集し発行。 ③館内パネル展による啓発。	①2,000人 ②市民編集員5人 ③隨時
2. 表彰	男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰	雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する積極的な取組を行っている事業者を表彰。	6月
3. 講座	①女性活躍に向けたトータルサポート事業 ②女性の就労支援事業 ③大学生のためのキャリア形成応援事業 ④さんかく岡山主催講座 ⑤出前講座	①女性が活躍し、男女ともに働きやすくするために必要な上司・同僚含めて意識啓発のための講師派遣型セミナー、集客セミナーを実施 ②女性の起業への心理的ハードルの払拭や起業に関する基礎知識の習得を支援する講座等の実施と、非正規職女性及び再就職を希望する女性を対象とした、デジタルスキルを身につける講座と就労支援を実施。 ③大学生を対象に、仕事と生活を両立しながら管理職として能力を發揮するための意識等について学ぶ出前講座。 ④さんかくカレッジ、こどもと保護者、若年層に向けた男女共同参画啓発事業、さんかくマルシェ、他。 ⑤職員研修、各種地域団体・事業者の研修。	①9月～2月 ②9月～2月 ③7月、11月 ④随时 ⑤随时
4. 相談事業	①岡山市男女共同参画相談支援センター業務 ②配偶者暴力相談支援センター	①家族関係、人間関係、生き方等の一般相談、セクハラ、データDV相談、他。 ②DV相談、緊急一時保護、DV相談証明、他。	①随时 ②随时
5. 情報収集・提供	岡山市男女共同参画社会推進センター	図書貸出・DVD視聴、新聞・他機関情報誌閲覧、各種行事案内、ホームページ他。	随时
6. 苦情処理	男女共同参画社会の形成の促進に関する苦情処理	市が実施する施策であって、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情。	随时
7. 交流促進	①団体登録制度 ②市民協働事業 ③貸室事業	①男女共同参画社会推進活動を行う市民団体等の登録 ②市民団体企画の事業を協働実施 ③会議室・ミーティングルーム・ギャラリー貸出	①随时 ②随时 ③随时
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
9. 國際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他	託児事業	託児ボランティア会による託児室運営	随时

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	岡山市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。  2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。  3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。  4. 期間の定めはない。		
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			3
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規定期名	岡山市議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )		2
規定期名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他( )		
規則名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		3
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		2
規則名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

**問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け**

1. 位置付けられた規定がある。	岡山市地域防災計画(風水害等対策編)(地震・津波災害対策編)
2. 位置付けられていない。	
3. その他(不明等)	
計画、指針名	岡山市地域防災計画(風水害等対策編)(地震・津波災害対策編)
該当部分の規定	災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女共同参画社会推進センター内に、性別に伴う団りごとの専用相談窓口を開設する。

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

**問21 災害対策本部への女性職員の配置状況**

本部員の総数 (本部長を含む)	27 人	うち女性数	5 人	女性比率	18.5 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

**問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況**

1. 実施している	〔〕
2. 実施していない	

**問23 男女共同参画センターの設置規制**

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例	〔〕
2. 条例以外(要綱など)	

**問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。**

1. あり	〔〕
2. なし	

調査時点コード: 

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦)( )

**問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等**

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	52	22	42.3	
	市町村防災会議(委員のみ)	51	22	43.1	
2	民生委員推薦会	14	7	50.0	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	24	11	45.8	
4	地方社会福祉審議会	22	11	50.0	
×	5 土地利用審査会				
×	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関				
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
×	9 土地区画整理審議会				
10	建築審査会	7	3	42.9	
11	開発審査会	7	4	57.1	
12	市町村都市計画審議会	20	8	40.0	
13	介護認定審査会	288	118	41.0	
14	精神医療審査会	44	22	50.0	
15	市町村国民保護協議会	38	18	47.4	
16	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
17	感染症診査協議会	12	5	41.7	
×	18 市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	55	27	49.1	
20	児童福祉審議会	12	5	41.7	
21	行政不服審査会	5	3	60.0	
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
<b>合 計</b>		605	266	44.0	
<b>女性委員0の審議会数</b>		0			

**問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等**

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	4	3	75.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	27	2	7.4	
6	固定資産評価審査委員会	12	5	41.7	
<b>合 計</b>		54	13	24.1	
<b>女性委員0の委員会数</b>		1			